令和８年度　平塚市障がい者優先調達推進方針

令和８年８月１４日策定

１　趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、本市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するための方針を定める。

２　基本的な考え方

障害者就労施設等において供給可能な物品等の特性を考慮しつつ、物品等の調達に努める。その際には、民間企業等の受注環境を過度に圧迫しないよう留意する。また、物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号及び平塚市契約規則で定める随意契約を適用する。

３　調達目標

障害者就労施設等から調達する物品等の目標額は、前年度の実績額以上とする。

４　適用範囲

この方針は、本市の全組織に適用する。

５　調達の対象となる障害者就労施設等

・就労移行支援事業所
・就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）
・生活介護事業所
・障害者支援施設（入所施設として、就労移行支援・就労継続支援・生活介護を行うものに限る）
・特例子会社
・重度障害者多数雇用事業所
・地域活動支援センター
・在宅就業障害者
・在宅就業支援団体

6　調達の対象品目

物品	
食品	各種パン、焼菓子、弁当、ジャム、ジュース　等
農産物	野菜　等
日用品	マスク、買い物袋、石鹸、アクリルたわし、ティッシュカバー　等
衣料品	マフラー、ポロシャツ、エプロン、布ぞうり　等
記念品・小物	キーホルダー、ポストカード、革製品、七夕かざり、ふきん、インテリア雑貨　等
その他	各種自主製品

役務	
清掃作業	建物清掃、公園清掃、除草作業　等
軽作業	チラシ封筒入れ、箱折り　等
印刷製本	名刺、点字入り名刺、ポスター、チラシ、メッセージカード　等
その他	メール便、クリーニング（白衣、エプロン、シーツ、毛布等）、シュレッダー作業、仕分け作業、刺繍　等

7　調達推進に向けた取組

（1）市の事業や催し物に関連した物品の製作など、市と障害者就労施設等が協力・連携し、物品等の発注拡大に努める。

（2）職員に法の趣旨、本方針や物品等の調達実績を周知するとともに、デジタルサイネージの継続的な利活用など情報発信の工夫を講じることで利用促進を図る。

（3）ひらつか障がい者福祉ショップ運営協議会の共同受注窓口の機能を活用して、発注課の利便性を図るとともに、共同受注による多量発注等を推進する。

（4）ひらつか障がい者福祉ショップの持続可能な運営や拡充の検討等に関して同運営協議会や関係各所と協議や研究を進め、継続・発展的な運営の基盤整備を行う。

8　優先調達推進方針及び調達実績の公表

本方針を策定及び改訂したときは、市ホームページ等により速やかに公表する。

調達実績は、翌年度にとりまとめ、市ホームページ等により公表する。